

(別紙)

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

別紙請求の趣旨及び原因記載のとおり

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件債務金として金3万3300円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年9月20日限り、原告 ■■■■■ 名義の普通預金口座 ■■■■■ 銀行 ■■■■■ 店、口座 ■■■■■ ) に振込んで支払う。
- 3 被告が、前項の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成23年9月21日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 当事者双方は、当事者間には、この和解条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

以 上